

**奈良市スマートロックシステム
利用仕様書**

1. 業務概要

(1) 業務名

奈良市スマートロックシステム利用

(2) 業務目的

「奈良市スマートロックシステム導入業務委託」により、導入を行ったスマートロックシステムについて、安定したシステムの継続的な利用を目的とする。

(3) 対象施設及び所管課

施設名	台数	所管課
登美ヶ丘球技場	1	市民部 スポーツ振興課
都祁体育館	5	市民部 都祁行政センター地域振興課

(4) 業務の概要

電子錠を含めたスマートロックシステムの運用保守を含めた利用提供を行う。

(5) 業務期間

システム使用及び電子錠の保守費用の一切を含むものとし、月額払いとする。

業務の契約は、令和8年4月1日から56ヶ月とする。最低利用期間は56ヶ月を想定しており、56ヶ月経過後も月額使用料並びに保守費用のみで継続利用が可能であることを条件とする。

2. 利用について

(1) システムの利用

奈良市スマートロックシステム

(2) 稼働時間

システムの稼働は24時間365日とする。ただし、メンテナンス等のためにシステム停止が必要となる場合は、システム上で事前に通知を行うこと。

(3) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに本市へ報告し、早期復旧を図ること。

(4) 電子錠及びシステム保守

- ① 機能改善などのバージョンアップがある場合は、事前に通知したうえで行うこと。
- ② OSやWebブラウザのバージョンアップにはシステムとして適宜対応し、サーバーOSやミドルウェア等はサポート期限内であること。
- ③ 定期的に電子錠及びシステムのメンテナンスを行うこと。
- ④ 電子錠に接続するインターネット回線を変更する場合、必要であれば電子錠の設定変更を行うこと。
- ⑤ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

3. 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。なお、提供者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的な範囲内において秘密情報等を開示することができる。ただし、秘密情報等を開示する場合は、提供者が本市に対して負うのと同等の守秘義務を課し、当該開示先による漏洩についても提供者が責任を負うものとする。

4. 個人情報保護

業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「奈良市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

5. 契約不適合責任

奈良市スマートロックシステム導入業務委託との不適合が判明した場合は判明してから1年以内に、本市と協議のうえ、無償で迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に本市に報告すること。

6. 契約終了時のデータ消去

本業務の終了後に本市情報資産を格納していた機器類 電磁的記録媒体 については、記録されたデータの完全消去又はディスクの破壊を行うこと。データの完全消去は、OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去、装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、ブロック消去、もしくは暗号化消去とし、ディスクの破壊は物理的な方法による破壊又は磁気的な方法による破壊とする。また、作業後は物理的破壊等を証明する書類を作成し、1ヶ月程度を目安に本市に提出すること。

7. 権利帰属

本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権の他、本システムに関連して提供者が利用者に対して提供する操作マニュアル、研修資材等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。）は本システムのユーザが登録したデータ等の知的財産権を除き、全て提供者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の許諾によつても、提供者又は本システムのユーザに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもない。

8. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

9. 成果物

提供者は、障害対応、システム保守、システム修正を行った場合は、作業終了後、すみやかに作業

報告書を作成し、提出期限までに本市へ提出すること。